

令和7年度 日南市入札監視委員会（第1回） 議事概要

開催日時及び場所	令和7年8月4日（月）13時30分～16時30分 宮崎県自治会館 2階会議室
出席委員氏名 （順不同・敬称略）	楠 茂 樹（筑波大学 人文社会系 教授） 近 藤 彩（弁護士法人 近藤日出夫法律事務所 弁護士） 海野 理香（税理士法人アビエパートナーズ 代表社員税理士） 井手 真弓（社会保険労務士法人 ALX 特定社会保険労務士）
出席関係者氏名	<説明者等> 荒木 稔浩（建設部 建設課 建設係 課長補佐兼係長） 大 川 輝（建設部 建設課 建設係 主任技師） 時任 恭平（建設部 建設課 保全係 主任技師） 田中 俊光（建設部 建設課 保全係 主査） 平原 英樹（教育委員会 生涯学習課 文化財係 係長） 片桐 大輔（建設部 財産マネジメント課 建築営繕係 主査） 山口 勝也（建設部 財産マネジメント課 課長補佐兼建築営繕係長） 笠 真一郎（総合政策部 財政課長） 釋迦郡 崇吉（総合政策部 財政課 課長補佐兼契約係長） 坂 元 光 一（総合政策部 財政課 契約係 主査） <事務局> 川瀬 雄市（総合政策部 総務課長） 岡田 由美（総合政策部 総務課 内部統制係長） 永友 美季（総合政策部 総務課 内部統制係 主任主事）
議事概要	1 開会 2 あいさつ 日南市入札監視委員会 委員長 楠 茂樹 氏 3 審議 （1） 令和6年度下半期公共工事における抽出案件の審査について ① 抽出委員から抽出理由の説明今回担当である楠委員長が、227件ある工事の中から抽出した6件について、その理由を説明。 ② 市担当者等から抽出案件の説明（合計6件） 入札監視委員会の会場となる自治会館（宮崎市）と日南市役所をオンラインで繋ぎ、抽出した6件について、事業の各工事担当者及び契約係からの説明並びに質疑応答（それぞれ、説明と質疑応答合わせて20分程度）

	③ 総括 説明等を受けた6件について、総合的に評価。今回、市に対しての要望等はなし。 ④ 次回抽出委員の選定 次回令和7年度上半期分の抽出委員に、近藤委員を選定。 ⑤ 入札監視委員会のあり方について ⑥ その他 4 報告 (1) 入札制度見直しのその後について(財政課契約係) 「入札制度改革後の状況について」 令和7年4月1日施行の入札制度の見直しについて ① 一般競争入札の適用範囲の拡大 ② 指名業者の抽選制の終了 ③ その他(公正取引委員会事務総局九州事務局と連携(協定締結 令和7年2月19日)) ④ 見直し後の状況 ⑤ 今後の入札制度改革について 5 その他 6 閉会
委員会意見の内容要旨	【審査案件1】 春日平野線 道路改良工事(付帯工) (その2) ・契約変更の頻度が高い事は理解しているが、都度合理的な説明が求められる。 ・工事内容の変更が合理的なものだったのか、入札前の時点で把握できない事情だったのかを精査する必要があると考える。本件では、メーカーとの事前確認 ・入札後、現地確認したところ材料(製品)の変更が必要で、入札額の変更が行われた事案(辞退が14社あったが、場所が遠いことなどが要因と考えられる。) ・着手(掘削等)しないと現況が見えない場合があり、一定程度変更が発生する点については理解できるものの、変更内容や金額について、今後も合理的な説明ができるよう留意が必要と考える。 <ポイント> ① 繰越工事であること ② 入札後に変更の頻度について

- ・最初から全部わかることは困難であり、わからないことは理解できる。
- ・その上で、日南市としては、その都度、合理的な説明がなされる状態にしていく必要がある。
- ・このことが、公共工事における透明性の担保として有効であると考えられる。

【審査案件2】 鵜戸参宮線 仮設構造物等管理業務委託

- ・災害協定に基づく、協会からの推薦があったので、随契となるという整理で理解。唯、「緊急」性要件を満たすかどうかは要検討
- ・本件では問題とならないと考えるが、災害時の復旧工事が長期に渡る場合、どこまで緊急随契として許容されるのか慎重に検討が求められると考える。
- ・災害復旧工事とは別に、仮設防護柵が必要となり、建設業協会との災害協定に基づき推薦された会社と緊急随契した事案
他の災害の影響もあり、工事延伸となったため、誘導員等の人件費増加を主とする金額変更が行われているが、誘導員の配置が特定の法人への利益供与とみられないよう配慮が必要と思われる。（実際の現場の様子は理解できます。）

〈ポイント〉

① 随契にした事情（随契と指名）

- ・緊急随契の場合は、見積後の変更は多数発生することは考えられる。
- ・現場が崩落後仮設防護柵設置後の契約であったこと。
- ・日南市と建設業協会との災害協定を締結している。
- ・建設業協会からの推薦後、業者との具体的な契約になる。
- ・上記の理由から判断すると、妥当であると判断できる。

※緊急災害後の連携協定による随契

【審査案件3】 令和6年度公共災 第150号河原谷線 道路災害復旧工事

- ・工期変更の合理的理由を対外的にも説明できるようにしてください。
- ・作業員の確保による工期の延長が生じており、そのような事情がありうることをふまえて計画を立てる必要があると思料する。
- ・二度の不調を経て随意契約へ移行した事案（災害復旧工事のため建設業協会へのヒアリングは行っていない。）

作業員不足による工期延伸が2度行われており、今後の影響については注視が必要と考える。

〈ポイント〉

- ① 2回不調後の随契
- ② 延伸の理由

- ・災害復旧に伴うものについては、ヒアリング等は行わず随契を行う。
- ・近くの箇所で工事がある場合は調整により工期の延伸がある。
- ・災害が多い昨今の気象状況については、これらの調整が多くなるように感じる。
- ・工期が伸びたにもかかわらず、金額が変わらないのは、企業にとって不利益ではないか。

【審査案件4】 花峯橋解体工事

- ・辞退による工期の遅延は避けられないのか。発注者サイドのミスの要素があると思う。
- ・工種の違いにより、入札が不調となってしまったが、文化財を残していくための入札手続等について、今後の手続に活かしていただきたい。
- ・日本に6つしかない文化財構造物（木橋）の解体であり、通常の解体ではないため、当初から建築工事で発注すべきものであった。

今回は特殊事案のため、再発はないと考えるが、特殊な案件について手間や時間のロスを防止するための方策については、これを機に検討してほしい。

〈ポイント〉

- ① 文化財の解体工事であること。
- ② 落札率が高い。
- ③ 土木一式工事で発注後建築工事として再発注。
- ④ とりあえず申込みしたけど中身を見たらやっぱり辞退となっている。

- ・工種の設定を間違っていたこと。その選定に対する調査をしたものの難しいようである。（全国で6つしかない事例）
- ・コンクリート基礎が老朽化していたため、土木の橋梁工事として判断したことはやむを得ないものと思われる。

【審査案件 5】 (仮称)南郷複合施設中央町団地整備事業A棟建設機械設備工事

- ・一者応札不成立の背景事情の解明をお願いします。
- ・競争入札が原則であり、今回の結果自体問題だとは考えないが、4回の入札が実施されたことを説明する合理的な理由はもっておくべきと考える。

- ・日南市は指名停止業者の公表はしていない。いったん指名停止となった業者が最終的に応札している事実については、違和感がある。

指名停止業者を公表している自治体はどのくらいあるのか、公表するに至った経緯、メリット等について、情報収集する機会があれば、共有してほしい。

〈ポイント〉

- ① ある程度大きい工事であるが、1者応札であったが、不適切により指名停止となる。指名停止解除後、再応札
- ② 結果、応札者なしでの不調（4回目）となっている。
- ③ 他の業者が参入しない理由
- ④ 随契にしなかった理由

- ・大型工事であり、手を挙げてくれる業者があるのではないかということで、2回不調でも随契にしなかった。とはいえ理由がはっきりしないのは問題ではないか。

- ・大型案件で随契をしづらい。関係する工事によって判断が変わることは確認できた。

【審査案件 6】 南郷町地域振興センター建設事業建築主体工事

- ・結論は是とします。
- ・特に意見なし。
- ・技術的に地域企業の受託が可能な工事であれば、JVを利用した技術者の育成も必要と考える。

〈ポイント〉

- ① J V強制か。
- ② 条件付き一般競争入札であること。

- ・JVか単独かについて委員会に諮る。さらに市内業者としている。

- ・1億5千万円になると、1者では厳しいためJ Vとなる。

- ・特段の問題はないと思われる。

		※市庁舎建設については、親を県外、子を市内業者となっている <委員長評価> 全体として、調査案件の結果について「是」とします。	
公共事業審議対象期間		令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	
公共事業抽出案件		総件数6件	(備考)
内 訳	一般競争入札	3件	対象件数 227件
	指名競争入札	1件	
	随意契約	2件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等		意見・質問	回答等
		非 公 表	
その他		なし	